

# 東野高等学校 いじめ防止基本方針

東野高等学校

## 1. いじめの定義と基本理念

本校は、いじめ防止対策推進法第 2 条に基づき、いじめを「生徒に対して、本校に在籍する等一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめは人間として絶対に許されない」との共通認識に立ち、全ての生徒が安心して学習や課外活動に取り組める環境を組織的に構築する。

## 2. いじめ防止のための組織（常設組織）

いじめの防止、早期発見及び対処を実効的に行うため、以下の常設組織を設置する。

- ① 名称 いじめ対策委員会
- ② 構成員 教頭・主幹教諭・生活指導部長・各学年主任・養護教諭
- ③ 役割
  - ・学校基本方針の策定、点検、見直し
  - ・いじめの相談、通報窓口としての機能
  - ・いじめ事案発生時の事実確認、指導方針の決定
  - ・アンケート等の実態調査の実施と分析

## 3. 未然防止および早期発見

- ① ホームルーム活動、生徒会活動、行事等を通じて、生徒集団の自治意識を高め、主体的に活動に参加できるような集団づくり、学校づくりを進める。
- ② 多様な価値観があることを理解して、お互いの人格を尊重し合う態度を養い、他者に対する寛容さを育む。
- ③ インターネット上のいじめを予防するために、SNS の危険性やインターネットリテラシーについて、生徒を対象とした情報モラル教育を行う。
- ④ 全生徒を対象としたいじめ・悩みアンケート調査を学期に 1 回以上実施する。
- ⑤ 生徒との二者面談を行い、学校生活の不安や悩みを聞き取る。また、保護者を交えた三者面談を実施し、保護者とも情報共有を行う。

## 4. いじめ事案への対処

いじめを認知した場合、担任一人で抱え込まず、以下の手順で組織的に対応する。

- ① 被害生徒の安全を最優先し、必要に応じて別室登校や保護者による送迎等の措置を講じる。
- ② いじめ対策委員会が中心となり、複数の教職員で被害・加害・周囲の生徒から聞き取りを行う。
- ③ 事実関係が確定する前であっても、迅速に双方の保護者へ状況を報告し、学校の方針を説明する。
- ④ 加害生徒に対しては、毅然とした指導を行うとともに、心理的背景を考慮した継続的な指導を行う。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、警察等外部の機関と連携して対処する。
- ⑥ 重大事態と判断した場合は、定められたガイドライン等に従い対処する。

## 5. いじめの「解消」の定義

いじめが解消したと判断するには、少なくとも以下の 2 つの状態が維持されていることを、いじめ対策委員会を確認しなければならない。

- ① 加害生徒による行為が、少なくとも 3 か月間行われていないこと。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを、面談等を通じて直接確認すること。

## 6. 方針の周知と評価

本方針は学校ホームページに掲載し、保護者・生徒・地域に広く公開する。毎年度末、いじめ対策委員会において本方針の実施状況を評価し、必要に応じて内容を改訂する（PDCA サイクルの実施）。